昭和五十六年度	○・三七四
昭和五十七年度	○・三一〇
昭和五十八年度	○・二七四
昭和五十九年度	○・二五一
昭和六十年度	○・二二三
昭和六十一年度	○・一九九
昭和六十二年度	○・一九一
昭和六十三年度	○・一九〇
平成元年度	○・一八二
平成二年度	○・一五五
平成三年度	○・一二一
平成四年度	○・〇八五
平成五年度	○・〇六八
平成六年度	○・〇五四
平成七年度	○・〇四七
平成八年度	○・〇四七
平成九年度	○・〇四六
平成十年度	○・〇二七
平成十一年度	○・〇二一
平成十二年度	○・〇二一
平成十三年度	○・〇二一
平成十四年度	○・〇二一
平成十五年度	○・〇二一
平成十六年度	○・〇二一
平成十七年度	○・〇二一
平成十八年度	○・〇二一
平成十九年度	○・〇一八
平成二十年度	○・〇一八
平成二十一年度	○・〇〇四

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（昭和六十一年経過措置政令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　平成二十六年三月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

2　平成二十六年三月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次項及び次条において「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の厚生年金保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

3　平成二十六年三月以前の月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の船員保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

（平成十六年経過措置政令等の一部改正に伴う経過措置）

第三条　平成二十六年三月以前の月分の国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。）、厚生年金保険法による年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金及び同条第六項に規定する移行農林年金並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の額については、なお従前の例による。

（年金給付遅延加算金支給法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この政令の施行の日（次項及び次条において「施行日」という。）前に厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（以下この条において「年金給付遅延加算金支給法」という。）第二条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払うものとされる保険給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第二条の規定による保険給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

2　施行日前に年金給付遅延加算金支給法第三条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うものとされる給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第三条の規定による給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

（死刑再審無罪者特例法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けて施行日前にその判決が確定した場合における死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（平成二十五年法律第六十六号）第三条第一項（同法附則第二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により支給する特別給付金の額については、なお従前の例による。

法務大臣　谷垣　禎一
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三